

那須温泉ファミリースキー場の休止のお知らせ

令和4年3月の営業をもって、那須温泉ファミリースキー場の営業を休止します。今後の利活用方法については、新たな観光拠点への転換に向けて、検討を進めていきます。

■問合せ 観光商工課施設係 ☎72-6918

	一般		町民(別荘所有者等を含む)			
	大人	小学生以下	大人	シニア世代(60歳から69歳まで)	高齢者(70歳以上)障がい者	小学生
入浴料	650円	500円	450円	200円	150円	200円
入湯税	50円	-	50円(12歳未満免除)			
備考	未就学児は無料					

施設	1階和室(10畳間)4部屋
使用料	1部屋1時間200円

※大広間および食堂は無料で休憩できます

公共の宿 那須いこいの家

「公共の宿 那須いこいの家」は、4月から日帰り入浴施設として営業します。

多くの町民の方々にご利用いただけるよう、入浴料や営業時間を見直し、各客室の貸し出しも行います。ぜひご利用ください。

▼営業時間 午前10時～午後6時

▼休館日 毎週火曜日

▼使用料 左表のとおり

▼問合せ 観光商工課施設係

☎72-6918

「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」のお知らせ

国の新たな経済対策として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活や暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して給付金を支給します。

▼対象者

①住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において、那須町に住民登録がある世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
 ※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

②家計急変世帯

①のほか、申請時点で那須町に住民登録があり、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯
 ▼支給額
 1世帯当たり10万円
 ※住民税非課税世帯、家計急変世帯を問わず給付は1世帯1回限りの

▼支給方法・支給時期

①住民税非課税世帯

対象となる世帯の世帯主へ、2月14日(月)に給付内容や確認事項を記載した確認書を郵送しました。必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。返送された確認書を受理後、2週間程度で登録口座へ振り込みます。

②家計急変世帯

給付金の受給には申請が必要です。町では、次のとおり申請受付の窓口を設置します。

●日 時 3月22日(火)～4月22日(金) 午前9時～正午、午後1時～5時(土日を除く)

●場 所 役場1階町民ホール

●受付方法 電話予約制のため、事前に希望の日時を電話で予約してください。

●提出書類

- ・ 申請書兼請求書
- ・ 請求者本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等)のコピー
- ・ 令和3年1月1日以降、複数回転居した方は、戸籍の附票のコピー
- ・ 受取口座を確認できる書類(通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できるもの)のコピー
- ・ 簡易な収入(所得)見込額の申

立書
 ・世帯全員の令和3年分所得の確定申告書または住民税申告書のコピー

●支給時期

申請書を受理後、2週間程度で受取口座へ給付金を振り込みます。

▼申請期限

①住民税非課税世帯 町が確認書を発出した日から3カ月以内

②家計急変世帯 令和4年9月30日(金)まで

特別な配慮を要する方への対応

DV等(配偶者からの暴力等)を理由に、那須町に住民登録がない方でも、一定の要件を満たすと認められた場合、申請を行うことにより受給することができますので、ご相談ください。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

自宅や職場などに都道府県や市町村、国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町や警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

☎72-6901

▼問合せ・予約 総務課総務係

